

民間資金等活用事業推進委員会

第5回総合部会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第5回総合部会議事次第

日 時： 平成 16 年 3 月 23 日（火） 13:00～14:15

場 所： 中央合同庁舎 4 号館共用第 4 特別会議室

議 事

- (1) 関係省庁に対する調査結果報告
- (2) 地方公共団体アンケート調査結果報告
- (3) 国民意見募集結果報告
- (4) その他

出席者

【委員・専門委員】

山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員
卯辰専門委員、中村専門委員、日高専門委員、光多専門委員、美原専門委員、
宮本専門委員、山下専門委員

【事務局】

浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、
富井参事官補佐、丹野参事官補佐

山内部会長 ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第5回総合部会を開催いたします。

本日は、委員、専門委員の皆様のご意見を踏まえまして、第2回の総合部会において、本部会から事務局へ要請いたしました、「関係省庁に対する調査」、「地方公共団体アンケート調査」、「国民意見募集」についての結果をご報告したいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、事務局の方からご報告をお願いしたいと思います。

事務局 PFI推進室参事官の松田でございます。

ただいま山内部会長からご説明がございましたが、本日は、先般開催されました第2回総合部会におきまして、事務局へご要請のございました3つの調査等の結果についてご報告申し上げます。

1つ目の「関係省庁に対する調査」は、2月10日にPFI関係省庁連絡会議を開催いたしまして、各省に対し、「公共施設等において民間事業者が行い得る業務範囲について」及び「地方公共団体がPHI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」の2つの調査依頼をいたしました。その結果でございます。

2つ目の「地方公共団体アンケート調査」は、全国の自治体を対象としてアンケート調査を実施いたしました。その結果でございます。

3つ目の「国民意見募集」は、ホームページ上におきまして意見募集を行いましたものでございます。

それでは、以上3つの調査等につきまして、それぞれ担当よりご説明を申し上げます。

事務局 それでは、資料1について説明させていただきます。

資料1の関係は、A3版の横長の資料が綴じられているものと、別冊で「委員限り」となっているもの、それから、席上で追加で配らせていただきました資料1の追加資料というのと、別冊の「委員限り」というものの4つから成っております。「委員限り」となっているものでございますが、先ほど松田の方からご説明しましたとおり、2月10日に発注しまして20日ぐらいの間で取りまとめたものでございますので、中身の精査というか、ちょっと粗いところがございますので、A3版の方は公表いたしますけれども、個別票については委員限りということにさせていただきたいと思っております。ただ、この内容につきましては、今後、本委員会の各種取りまとめにあわせまして、6月に公表できるように各省庁と調整しており、別冊についても公表するような形で今作業を進めているところでござい

ます。

本調査は、PFI事業の対象となる公共施設等の整備等を図る上で、各公物管理法や業法で規定されている事業分野において民間事業者が行い得る事業の範囲が必ずしも明確になっていないというご指摘を受けておりますので、これを一回明瞭化してみようということで各省庁にお願いしまして、整理をしているものでございます。

調査内容でございますけれども、個別法において公共施設等の設置管理、運営の規定がある法律を対象として、公共施設の管理者の関与の程度から、A3版の資料の一番下のところに注書きが入っておりますけれども、一応3つの類型で調査しております。類型は、公共施設等の管理者を国・地方公共団体に限定しているもの。類型は、公共施設等の管理者を原則として地方公共団体としながら、民間事業者の設置管理も認めるもの。類型は、公共施設等の管理主体について民間、地方公共団体の区分にかかわらず認めているものを対象としています。後ほど個別票を見ていただくとわかるのですけれども、この類、類、類というものにあわせて様式1～3という形で各省庁の方に発注してございます。基本的には、平成15年6月に公表されました「公の施設と公物管理に関する研究（中間報告その2）」の内容に準じた形で整理してございます。今回はお手元の皆様のブルーのファイルの一番上のところに本中間報告を差し挟んでおきましたので、それを参考にさせていただきたいと思っております。

今お話ししました中間報告をちょっと見ていただきたいのですけれども、後ろの方に参考資料がございまして、その3ページ目に「[参考資料]表3 施設管理の主体による法律の分類」ということで、各法律について類型を分類しながら表をつくってございます。参考資料として、このときは出されておりますが、今回は、この基本的な類例に即した形で各省庁に発注して取りまとめてございます。

次に個別票を1枚めくっていただいて1ページのところを見ていただきたいのですけれども、様式の1で、類型、これは国家公務員宿舎を挙げていますけれども、基本的に4項目について聞いております。

問1ですが、類型については、民間事業者は同法に基づき管理者になれるものなのかを確認しています。類型は、公共施設の管理者は、国または地方公共団体に限定しているものという法律なので、基本的に権限代行できないという答えが当然なのでございますけれども、一応それを確認するためにつくってございます。他の類型、につきましては、基本的に公共サイドではなくて民間事業者等がなり得るものなので、問いの書き方が

少し違う形で聞いておりました、管理者としての届出許可等は公共が行うのか民間事業者が行うのかを確認するという形で聞いてございます。

2.の「管理者が行う権限とされる規定」というところでございますけれども、これはまたちょっと先ほどの中間報告の8ページ、9ページを見ていただきたいのですが、8ページの「2検討」の「(1)管理受託者の業務範囲」の下に というのがございまして、「公物の使用関係の秩序維持し社会公共の秩序に対する障害を除去することを目的とする公物警察権に基づく行為」というもので、具体的な行為の例として、「公共の安全を維持するための施設の使用禁止行為や公序良俗に反する使用に関する使用停止命令などが考えられる」と書いてございますけれども、ここで言っている 、 に当たる規定がある法律について個別票の2のところでは回答をいただくような形で整理してございます。

基本的に行政権限に当たるものということで、この 、 に分類されるようなものを2の にそれに関する法律とその業務の内容を書き添えていただきまして、選定事業者や民間事業者に行わせることは可能かどうかということについての可否の話と、指定管理者制度における権限代行の範疇なのかという点についてもあわせて聞いております。

それから、今の中間報告の9ページの というところに「上記 、 及び のいずれにも属さない事実上の行為」というのがございまして、権限行使ではないのですが、事実上の行為として行えるものとして、施設の維持・補修等のメンテナンスや警備、施設の清掃、展示物の維持・補修、エレベーターの運転、植栽の管理などということで、こういうものが基本的に民間委託などができるものとされていて、事実上の行為と言われているものでございます。

個別票においては、今申し上げた2のところでは、民間事業者に行わせることが可能だと言われているものの範囲とあわせて事実行為を含めて、PFI事業の範囲の例示を記載していただくということで、3.というのを設けてございます。その際、あわせて、指定管理者制度を活用できる場合にはその範囲や相違点等についても記述を願いたいということで、各省庁にお願いしてございます。

類型 は、民間事業者でも行えるものなので、様式3につきましてはこの3のところは、要は、民間事業者が行えるものについては公共も行えるので、手続上で何か違う点があるのであれば、あわせて記述してくださいという形でお願いしてはありましたけれども、民間事業者が行うときと全く同じというような意見を返していただいております。様式1～3の様式の違いは以上でございます。

定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」という記述がございます。

今読んだところというのは、要は、P F I 事業の範囲と指定管理者の範囲の違いがどこにあるかということでございます。

指定管理者制度のところも後で読んでいただければと思うのですが、基本的にP F I 事業の範囲と同じだと書いてきていただいているものもでございます。

あと、今の指定管理者の定義の3項のところですが、公の施設の「管理」を行わせることができるということになっており、施設の「設置」と「管理」という形で分けられているので、「設置」の部分は読めないのではないかと、供用開始後の「管理」だけを指定管理者はできると解釈されているところがあるようです。

あと、P F I 事業は施設の整備等から始めるとすれば、先ほど申し上げた6項のところでございますけれども、「指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通公共団体の議会の議決を経なければならない」という形になっておりますので、その後またもう一度議会の議決が要するという形で読むのかというところ。

あと、先ほどの10項のところ、「モニタリングに関するガイドライン」を作成する時にも随分皆さんにご検討していただきましたけれども、契約上で官の関与をどの程度に置くかというところで、「報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」という、この条文のところとの関係というのがもう1個あるのかもしれませんが。

いずれにしても、P F I で行う事業の範囲と指定管理者というのを、重ねて読むのか、一部、上下の関係にあるのか、左右の関係にあるのか、含むのか、含まないのか、手続上も含めてまだ明確化されていないところもあるので、今後この指定管理者とP F I 事業の範囲というのは一度整理する必要があるのかなということが、今回調査し、もう一回全体として見て、必要な部分であろうと考えております。

資料1につきましては、簡単ではございますが、終わらせていただきます。

資料2でございますが、「地方公共団体がP F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」ということで、平成14年にも整理を行ってございまして、各補助要綱の中でB T O、B O T、B O Oなど各方式についてどういう形で取り扱われるのかということを取りまとめたものでございます。

1枚めくっていただいたところに、平成14年度と今回の取りまとめ時との比較したものをグラフ化してございます。今回の調査時点は平成16年2月26日現在で各省庁に回答をい

ただいておりますが、B T Oにつきましては、平成14年度におきましては補助対象として補助要綱の中で何らの条件つきであっても一応認めているものが70%でございましたけれども、今回は補助対象は83%と、少し増えてございます。それから、B O Tにつきましては、補助対象が14年度の段階では14%しかございませんでしたが、今回の調査時では66%のものを何らかの形で補助対象とするということで、ご回答をいただいております。

1枚めくっていただきましたところから7枚が概要ということで、各所管省庁と補助制度名、補助要綱の名前と対象施設、それから、各B T O、B O T、B O Oについて、検討しているのか、していないのか、活用できるのか、できないのかというのを簡単に整理してございます。

B O Oでございますけれども、各省庁に確認したところ、もともと公共施設を地方公共団体が所有することをベースに国等から補助金を出すという立てつけになっている制度なので、所有権が最後まで公共に来ないというものについては対象にしないという定義になるということをB O Oについては確認してございます。

B O Tにつきましては、個別票の34ページを見ていただきたいのですが、国土交通省所管の補助金を書いてございますが、ここのB O Tのところに入っていて、「欄外国土交通省方針参照」というのが書いてございまして、一番下の欄外に、この方針がございまして、「B T O、B O Tともに、P F I事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある」という形で整理されておまして、3つほどその審査の中身として、長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか、最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか、補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I事業者が了承するか、という観点について個別ごとに調査を行って、B O Tの場合であっても、認めることを可能とするという回答をいただいております。そういう意味で、今後はB O Tについてもある程度補助対象として考え方が進んでいくのかなというところでございます。

こちらについても厚生労働省から追加資料がございまして、先ほどのグラフの中には厚生労働省の分は反映しておりませんが、一応傾向としてこういう形になっております。簡単ではございますけれども、資料1と2の説明とさせていただきます。

事務局 引き続きまして、資料3「P F Iに関する全国自治体アンケートについて」をご報告させていただきたいと思っております。

今回のアンケートでございますけれども、1月に開かれまして総合部会の方でご指示いただいた内容につきまして、2月2日に調査票を全国3,246の自治体にお送りしまして、2月10日締め切りで集計したものでございます。

今回の取りまとめでございますが、すべての問いについて一応の回答の割合等は今回整理させていただきましたけれども、基礎的な集計のみ行ったということで、それぞれ回答いただきました原文にはいろいろ検討中の事業名なども書いてありますが、ここでは個別の事業についての状況等については整理していないことをあらかじめお断りさせていただきます。

それでは、具体的な内容について報告させていただきたいと思います。1枚開いていただければと思います。

今回取りまとめた回答の結果でございますけれども、有効回収率が65.3%、2,121票の回答をいただきました。その結果について整理させていただいたものでございます。

調査した項目でございますけれども、ここに書いてありますように、自治体におけるPFIに係る体制について、検討している事業の概要、今後PFIを導入したいと考えている分野、PFIの導入に当たっての課題等についてお聞きしたものを取りまとめたものでございます。

アンケート調査結果取りまとめは大きく2つに分けて整理しました。1つ目が、自治体担当者のPFIに関する認識についての整理。これはほとんどすべての自治体を対象とします。2つ目でございますけれども、具体的にPFIを検討中とお答えいただいた自治体のみを対象としまして、その具体的な事業の概要等の分類等について整理をさせていただきました。

なお、今回の調査は、ちょうど丸2年前でございますが、平成13年度末にほぼ同様の調査を行いました結果と比較対照しながら整理をさせていただきました。そのときも地域区分を、ここに書いてあるような、大都市圏、地方圏、それぞれのブロックという形で整理をさせていただきました。多少実感と違うところはあるかもしれませんが、県単位で整理させていただきましたので、ご了解いただければと思います。

それでは、その次のページを開いていただきたいと思います。ここから具体的な調査結果に入ります。具体的な中身はまた個別にご説明させていただきますが、調査結果の主なところということで、5つほど大きな点があったと認識しました。

1つ目は、この1ページから始まっているところでございますけれども、PFI事業を

導入するに際して何らかの体制を整えた自治体の割合が全体の22%ということで、前回の15%に比べて増加しているということがありました。特に人口30万以上の自治体等で多かったという結果でございます。

第2番目でございますけれども、導入に向け検討中あるいは既に導入した自治体の割合でございますけれども、これも大都市圏では4%から14%へ10ポイント、とりわけその中でも30万以上の自治体では、37%から59%へ22ポイント増加しております。なお、地方圏におきましても、人口10万～30万の自治体におきまして、12%から20%へ8ポイント増加しておりました。

第3番目でございますけれども、具体的な検討中の施設の数でございますが、今回の調査の結果、延べ101施設、自治体数ですと80でございましたけれども、延べ101施設について現在検討中という回答をいただきました。分野別には教育、文化関係が最も多くございました。

第4番目でございますけれども、検討中の事業では、いわゆる箱物と言われる庁舎が減って、そのかわり廃棄物処理、医療関係、保健関係という運営中心型の事業数が増加。また、検討中の事業の規模についても、前回調査と比べまして増加しており、平均的には大きな事業を検討しているという結果が出ておりました。

5番目でございますけれども、逆に導入を見合わせているという自治体について、その理由をお聞きしましたところ、市町村合併等を控えて個別事業の検討に至らないという回答が約半数ほどありました。

それぞれ具体的な内容につきまして、2ページ目以降でございますけれども、詳しくご説明させていただきたいと思っております。

まず自治体のPFIの認識についてでございますけれども、2ページ目にありますように、約22%の自治体で何らかの体制をとっているということでございました。具体的な中身でございますが、グラフを見ていただければすぐお分かりいただけると思うのですが、担当部署を設置したというのが一番多くて、それ以外の対応としては、研究会等を立ち上げ、3番目としてPFIに関する指針等を策定中という順に続いておりました。逆に、体制をとるに至っていない状況というのも、ここに書いてありますとおり、73%の自治体となっております。

3ページ目でございますけれども、自治体の規模別に分けてみました。明確な傾向が出ましたのでご報告させていただきますが、ここに書いてありますように、人口30万以上の

都市で最も多い割合を示していました。なお、この帯グラフの見方でございますけれども、横軸が割合を%表示したものでございます。縦軸にそれぞれのカテゴリーの種類、この図では人口規模別に分けたものを並べておりまして、一番上が人口5万人未満、その次、人口5万人以上というのは5万人からその次のカテゴリーである10万人未満という意味でございますが、5万人～10万人、10万人～30万人、30万人以上と分けてございます。それから、右側に凡例が書いてございますが、最上段の「何らかの体制整備済み」というのがグラフ上で一番左に載せております。それから、凡例の上から下に、図上では左から右に並んでおります。

それでは、次のページに移らせていただきたいと思います。「PFI事業導入の意向」について調査を行いました。

PFIに関しまして何らかの導入の意向を示した自治体として、今回の回答としましては、「検討中あるいは既に導入」という回答、または「検討は行ったが、当面PFI手法を活用しない」並びに「今後、前向きに検討したい」、この3つのカテゴリーに丸をつけられたかがどうかという形で整理しました。

その結果としましては、この3つのカテゴリーを合わせまして29%ということで、前回の26%に比べまして若干増加しているということでございます。逆に、「しばらく様子を見たい」等の割合は、これも若干ではございますが、前回に比べて減少している。図ですと、5ページの一番上のところに、前回の13年度と今回の15年度を上下に並べて比較をさせていただいております。それから、前は「検討したが当面活用せず」という回答肢を設けておりましたが、今回はそういう団体もあるということで整理しました。その結果について、今回は約4%の回答がございました。

それから、「人口規模別」でございますけれども、これも図表4、5を見ていただきながらご説明をお聞きいただければと思いますけれども。体制を整備された自治体の数と同様、人口規模が大きい自治体ほどPFI導入の意向のある自治体の割合が高いという結果が示されていると思います。具体的には、導入に向けて既に検討中あるいはPFIについて既に導入事例がある自治体につきましては、大都市圏におきましては平均で14%、地方圏では5%という結果でございましたが、大都市圏、地方圏ともに人口規模が大きい自治体ほど導入済みの自治体の割合が高く、人口30万以上ですと59%、大都市圏、地方圏、それぞれ、59%、41%という割合でございました。また、前回との比較でございますと、大都市圏では4%から14%ということで10ポイント増加しているという結果でございませ

たし、地方圏におきましても、人口10万以上の自治体で12%から20%ということで8ポイント増加という傾向でございました。検討を行ったがPFI事業を導入していない自治体については、ここに書いてありますとおりでございます。

続きまして、「PFIを導入したいと考えている施設」の具体的な分類でございますけれども、これはアンケートの中で設定しました問いについて、「今後、前向きに検討したい」と回答された393団体についてお聞きした内容でございます。アンケート票には24種類の公共施設名が書いてありまして、そのうちのどの施設に具体的に導入したいのかということをお答えいただきました。

その結果、最も多くPFIを導入したいと考えている分野は文教・文化関係ということで、これが全体の43%、以下、観光関係、公営住宅、社会福祉、廃棄物が続いてございます。図表6に具体的な中身についてはすべて記載しておりますが、延べの回答数は393団体から1,321ということで、平均1団体当たり3件今検討したいと考えている施設があるというご回答でございます。延べの回答でございますので、その点についてはお断りをさせていただきたいと思っております。前回との比較でございますが、前回同様、文教・文化関係が最も多くて、その後は多少上位の間での順位関係は前後しますが、ほぼ同じようなジャンルの事業が上位を占めていたという結果でございます。前回との差が最も大きいものは、観光、下水道がそれぞれ前回に比べて6%増加したということで、全体的に、ご回答があったところと言うと、17分野のうち13分野について導入したいという自治体の割合が高まっているという結果になりました。

それから、7ページに移らせていただきますけれども、「導入に当たっての課題」ということでございます。これは導入可能性の回答の中で、「検討を行ったが当面活用しない」あるいは「しばらく様子を見たい」という回答をいただいた1,574団体を対象とした結果でございます。

その結果は、図表7に示したとおりでございますが、先ほども申しましたように、「市町村合併を控えて個別事業の検討に至らない」という自治体が49.9%で、約半数の自治体、数で言うと785の団体で、そういう状況もあって具体的なPFI事業の検討に至っていないという回答でございました。次に多かった答えとしましては、「PFIの対象となる規模の施設整備等がない」ということで、小さな団体等ではなかなか取組める事業がないということを反映されたものだと思っております。

続きまして、「PFIに当たっての課題」ということで、導入可能性の回答の中で、こ

れも同じく「当面活用しない」または「しばらく様子を見たい」とした1,574の団体に対して、そういうお答えをいただいた理由をお聞きしたものでございます。その結果、最も多かったものは「PFIの行政側の認識不足」、続きまして「行政内の推進体制・環境の未整備」というものを挙げている自治体が多くございました。なお、前回との比較でございますけれども、今ほど申し上げました「PFIに関する行政側の認識不足」は前回72%から57%、「行政内の推進体制・環境未整備」は61%から49%ということで、ほとんどの項目で前回と比べますと減少しておりまして、各課題が徐々に解消されつつあり、また、課題を抱える自治体の割合が減少しつつあるということが、この結果から推察されました。

なお、人口規模別に若干整理してみましたが、30万人以上で導入体制が進んでいるような自治体ですと若干傾向が異なっておりまして、補助金に関する課題、従来の手続きに関する時間の問題、契約書関係の難しさなど、もう少し具体的な事業での進め方の中身についての課題の指摘が多いという結果でございました。

続きまして9ページでございますけれども、「導入を検討した後に認識された課題」でございますが、これは「検討中あるいは既に導入」とお答えいただいた143の自治体について、検討した結果としてどういうことを認識されているかということをお聞きした内容でございます。

その結果は、図表9に示しましたとおりでございますが、行政側の推進体制の充実、官民のリスク分担、VFMの算定方法、事業者等のPFIに関する理解というものが多い順番で並んでおりました。なお、これも複数回答で延べ743の課題を指摘いただいております。平均一自治体当たり5項目強の指摘をいただいております。

続きまして10ページでございますが、これも同じ143の自治体についてお答えをいただいたところですが、検討した結果導入しなかったという案件がどのくらいあったかというお答えをいただきました。

結果としましては、延べ37の施設について導入しなかったという結果が出まして、その理由としましては、ここの表にもありましたとおり、「VFMが出なかった」というのが延べ20施設でございます。なお、施設を分類別に見ますと、文教・文化関係というのが、検討する回数も多かったのだと思いますが、最も多くて、その次に保健衛生関係、社会福祉関係が続いてございました。

11ページ目、「PFI推進のための国の施策に対する要望」についてですが、回答とし

まして、内閣府における普及広報活動、ホームページ、あるいは内閣府だけでなく各省庁を含めた国への要望について自由回答方式でいろいろといただいておりますが、今後詳しく見てまいりたいと思いますが、概ねの分類としてこんな傾向にありましたということだけ報告させていただきます。

次のページに移らせていただきますけれども、12ページ目以降は「具体的に検討されているPFI事業の概要」でございますが、これは先ほども申し上げましたように、80団体から回答がありまして、延べ101事業について現在検討中という結果でございます。地域ブロック別、また人口規模別には図表11及び12のとおりでございますが、比較的大都市圏が多いとか、人口規模が大きい自治体が多いということもありますが、人口規模で言いますと5万人未満の自治体についても24団体で検討中という結果をいただいております。

それから、「具体的な施設の分類」でございます。13ページの図表13でございますけれども、これも前回同じような調査をさせていただきましたが、傾向として、教育文化が最も多いという結果は同様でございますが、その次からの順位は微妙に異なっているという印象を受けました。図表13は、左から、前回の多い順で並べてあるものでございます。濃く出ている棒の方が前回の平成13年度の結果でございます。その順に並べておるものでございますが、前後しているのを見ていただければ差が分かると思うのですが、前回は庁舎が2位だったのですが、今回は6と減っておりますが、その代わりに、廃棄物や医療関係、あるいは保健衛生、公営住宅などが前回に比べて増加して、担当した感覚で言いますと、運營業務の比重が高い事業を検討する割合が高まってきているのかなと感じました。

ちなみに、下の図表14でございますけれども、前回及び今回の調査で検討されているPFI事業の案件を、既に実施方針が策定済みの数と足し合わせてみましたのが図表14でございます。もちろん、平成13年度末と今回しか検討中の数は把握できておりませんが、その年度だけ仮に点線で足し合わせました。その結果を見させていただきますと、この図のとおりでございます。いろいろ見方はあると思いますが、平成13年度末が合わせますと127件ということで、今回は実施方針策定済みと合わせますと235件という結果になっております。なお、実施方針策定済みの案件は国と地方を分けなかったのが両方を合わせた数で、今回検討中の数は地方だけの検討中の数であるということについて、念のためつけ加えさせていただきます。

続きまして14ページでございますけれども、今検討している101件の案件がどのぐらい

の時期に実施方針を出す予定かというのを並べたものでございまして、16年度が24件という結果でございました。

続きまして15ページ目でございますが、これも前回と同様、P F I 事業の方式と類型を分けて整理させていただきました。その結果、回答が多かったのは、それぞれB T O方式、サービス購入型の事業が多くて、この割合は前回調査に比べましても増加しているという状況でございました。

それから、16ページ「事業費」についてでございますけれども、これも前回と同じように大きな分類で整理しておりまして、ここで言うと、10億円以上100億円未満が回答数では20件ございますけれども、最も多い割合でございました。ちなみに、事業費をご記入いただいたものを平均しますと今回は54億円ということで、前回の22億円に比べて1件当たりの平均事業費が多いという結果でございました。検討状況及び公表時期についてはこういう状況になって、もうすぐに出るような事業もかなり含まれているということが現れております。

17ページ「終わりに」は、今まで詳しく申し上げましたが、自治体における認識、検討中の事業等について整理をさせていただいたということだけ繰り返し申し上げ、今回は省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

事務局 引き続きまして、ホームページで国民の皆様からご意見を広く頂戴いたしましたので、こちらについても簡潔に概要をもってご報告させていただきたいと思っております。

資料4として3つの束に分かれておりますが、1番上の束が概要でございまして、2番目の束が実際に頂戴したご意見そのものでございます。3番目の「参考」と右肩に振っている資料がホームページでご意見を募集した際の私どもから投げかけましたペーパーでございます。

ご意見の結果概要でございますが、2月13日から2週間にわたってホームページで意見を募集いたしました。結果といたしまして、23名から69件のご意見をいただいております。

ステージ別にそのご意見の分類がなされておりますが、実施方針及び特定事業の選定段階についてのご意見が多く、その次が事業者の選定と続いているところでございます。

ご意見のご提出者のご職業と申しますか、お勤め先の内訳でございますけれども、コンサルタントが4名と一番多く、あとは恐らくP F I 事業に関わっていらっしゃると思われる事業者の皆様からたくさんのご意見をいただいております。こうしたご意見をご提出さ

れた方々の特性から、ご意見の内容も、民間事業者の団体から私どもに頂戴しているご意見と多くのご意見が重複した結果となっております。

ページをめくっていただきまして、「3.御意見の概要(ステージ別)」とございます。

(1)の「実施方針及び特定事業の選定」についてのご意見でございますが、応募者の提案・作成費用の負担が大きいというご指摘が多く、あとは、3つ目のパラグラフになりますが、公共側からの要求水準の提示について、できるだけ早く早期に提示してほしい、また、要求水準の内容について明確化を図ってほしい、また、次の4番目のパラグラフですが、協議の回数・内容が不十分であるというご意見をいただいております。

(2)の「事業者選定」でございますけれども、まず、価格重視の案件が多く低価格競争を招いている、あとは、定性面の評価について評価の基準があいまいで客観性を欠くのではないかというご意見、それから、「また」以降になりますが、選定の経緯つまり選定委員会での議事録の公表などが当たると思いますが、選定委員の採点についてできるだけ公表してほしいと、透明性を求める意見が多数寄せられております。

(3)の「契約」についてでございますけれども、こちらの事業契約締結に係る議会承認リスクを民間に振るのは適切ではないというご意見と、落札後の事業契約の交渉余地についてもう少し拡大できないかというご意見をいただいております。

(4)の「事業実施」についてでございますけれども、運営、サービスの評価の方法について英国の例を参考にして勉強したらどうかというご意見、あとは、公共側の人事異動リスクに対して備えが必要だというご意見がございました。

(5)の「事業終了時」でございますけれども、事業終了時の施設の状態の規定についてもっと明確化すべきである、あと、事業終了時の施設の価値の下振れリスクについて、民間に振ってVFMを向上させる方法があると、英国の事例をこちらも参考に検討すべきではないかというご意見がございました。

(6)の「その他」については、税制改正要望が多く、課税の特例措置の対象を拡大してほしい、また、法人税についても法定耐用年数にかかわらず事業期間に応じて減価を損金算入できるような特例措置を創設してほしいというご意見がございました。

以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご報告についてご質問等を伺いたいと思います。最初の各省庁にかかわる問題ですけれども、次回にヒアリングを予定しておりますので、内容につきましてはそちらでご確認をいただきたいと思います。

ます。

ということで、いかがでございますでしょうか、何かご質問等はございますでしょうか。

A 専門委員 次回でも結構ですが、事務局に全体的な話でちょっと確認をしておきたいのですが。補助金の話ですが、大分弾力的にされているというふうに理解したのですが、そこで2つお伺いしたいのですが。

1つは、BOTの場合に、補助金の支給の基準は公共に所有権が属するということとの関連で考えるというのが1つの考え方だったのですが、これが今回どうなっているかというのを確認させていただきたいのが1つ。

もう1つですが、BOT、BTOの両方にかかわるのですが、国から地方公共団体に支払われる補助金と地方公共団体から民間事業者を支払われる補助金、いわゆるこの「たまり」の問題ですね、これがどうなっているか。

この2つについて確認させていただきたいのですが。

事務局 1つ目の方でございますが、基本的に今言われたように、所有権があるかということですがけれども、どの時期で所有権が移るか、多分、何らかの状況の中で公共が所有しきれないというか、民間側で何か不履行があったときに第三者にその所有権が移る可能性があるかというようなところが多少問題になっているようでございまして、やはりその部分については検討中のところなどは、そういう問題意識を持たれているのではないかと思います。

今、BOTの中でも国土交通省等が条件の中で個別に考えているところは、まさにそういうところを条件にされていて、契約書のそういうところをどういう形で担保するかというところを個別にご検討されるのではないかなと推察されます。

A 専門委員 そうすると、BOTの場合には事実上の所有という考え方で考えていいですね。

事務局 うちの方では断定的にものを申せないものですから、個別には各省に具体的にどんな考え方でというのを確認していただくとありがたいのですがけれども、基本的には多分そういうことを踏まえたところで検討されているのではないかと考えております。

2つ目は、今言われた「たまり」というのをもう少し具体的に、ご質問の趣旨が少し分からなかったのですが。

A 専門委員 補助金というのが例えば施設整備に対して幾らか支払われる、例えば30億円支払われると、実際に公共団体や民間事業者に対して、例えばBTOを入れてもいいのです

けれども、いわゆる割賦というか、施設整備費の全体をならして払いますよね。そのところでラグが出てくるわけですね。ですから、補助金を払ったら同じ年度でぱっと民間にすぐに払わなければいけないのか、そのところで「たまり」が出ていいのかという議論ですね。

事務局 今おっしゃられているご質問はやはりBOTのところで、例えば補助裏の一括云々という話ということと同じということによろしいでしょうか。要するに、今、BTOでも、公共側も一括払いで補助金を一括できるような形になっていると思うのですがけれども、それとBOTについて取扱いが同じなのかと。逆に言うと、毎年の支払にしてということでしょうか。

A 専門委員 国から地方公共団体に払われる補助金のテンポと公共団体から民間に払われる補助金のテンポは同じでなくてもよろしいんですねという確認です。

事務局 やはり補助裏との関係でどう考えるかというのは補助金の制度の立てつけになると思いますので、個別の補助金のところで聞いていただいた方がよろしいかと思うので、全体としてどうかというのは少し答えづらいところがございます。申しわけございませんが、来週お願いいたします。

山内部会長 そのほか、いかがでございますか。B 委員。

B 委員 補助金の補助割合が具体的には問題になるのですが、同じような施設を公共で、従来方式でつくる場合と、民間がつくるのが認められていてそれに対する補助金があるというような場合に、補助率が違うということがありまして、PFIでやった場合には、もともと公共団体がつくる場合には、本来ならば、一般的には高いと言われているのですが、公共に対する補助割合で出すというのに対して、民間に委託した途端に本来は同じだったものが補助率が下がってしまうと、そういう事例があるのではないかという話があるのですが、それについてはいかがかという質問が第1点でございます。

2 番目は、この資料で「業務範囲」の表がございますが、A3の方は公表されるとおっしゃっていたんですか。そうだとすると、このタイトルなのでございますが、「『公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲』対象施設一覧」というタイトルでございますと、これはPFIに関してですね、指定管理者制度ではございませんね、もしそうだとするとこれから一見して感じられますのは、これは明らかにポジティブリストという表のつくり方ですね。もしそうだとすれば、例えば財務省さんでもそうだし、文部科学省さんでもそうですから、現実にはこれ以外のPFIというのはもう既にやっておりま

すので、そうすると、これは業務範囲対象施設一覧ではなくて単なる事例という格好にしないとかかなり誤解を招くのではないかと。普通、こういうふうに書いてありますと我々民間側はこれ以外にはできないというふうに受け取りますから、ちょっとタイトルを変えていただく必要があるのかなと。

その次に、アンケートの資料の方の一番最後の18ページでございますが、一番最後に「回収方法による類型」とありまして、これは私がうるさく言うので皆さんうんざりしているかもしれませんが、収入に関する分類に関して言えば、私が従来よく言われている独立採算とかそういうのではなくて変えてほしいと言って、実際、推進室さんの方の資料でも変わっているんだと思います。

ここで、「回収方法による類型」で、サービス購入型、これはもうこれでいいですね、まさに収入ですから。しかし、独立採算型ですとかジョイントベンチャー型というのは収入の種類とか性格によるものでない要素が入ってまして、前回といたしますが先日の英国に関するPFIの報告等のご説明にもありましたけれども、ジョイントベンチャー型なんかは、私の考え方からすれば、将来あり得るので、だからこそ収入についての類型をうるさく申し上げているわけです。どういうことかと言いますと、ジョイントベンチャーというのは、常識的に言えば、経営責任を分担するということなんですね。収入を分け合う、要するにハイブリッドで2種類とかそういうことではなくて、要するに、出資をして、SPCの経営責任まで負うというようなPFIが実際にイギリスではあり得るわけですね。したがって、全然違う概念なんです。

その次に独立採算型で何が問題になるかと言いますと、まさに収入だけが受益者から出てくるということだけではなくて、施設整備をするコストも含めて独立採算でやっているか。なぜそんなことを申し上げるかということ、実はずっと以前の委員会でも問題になったのでございますが、民間収益施設を併設するような場合に、その特定の民間のスポンサーがいて、その出資するSPCに対して特別な支援があるのではないかと、こういうことがあり得るわけですね。そういうことを考えますと、うかつに独立採算ということは非常に誤解を招くし、今後の分類上の問題になり得るのだろうと、そう考えずずっと以前から申し上げておったので、少なくとも推進室さんでお使いになる用語としては不適切だと思いますので、改善をお願いしたいと。

以上でございます。

事務局 今の1つ目の質問でございますが、今回はそういう切り口で各省に問いかけを

していなかったものですから、実際にそういうことに当たるものの例があるのかというのは今回の資料では把握してございません。単純にPFIの事業を行うに当たって補助金をBOTとかそういう形で施設整備において補助金を出すか出さないかという切り口でつくっているものですから、それによって補助率まで変わるかという観点では問いかけてございませんでしたので、その辺については今日の時点では答えられないということで申し訳ございませんが、また機会がございましたらフォローはさせていただきます。今日のものではそれについての回答はないということをお願いいたします。

2つ目ですが、ご指摘を踏まえ、「公共施設等の整備等において民間事業者が行い得る業務範囲の事例」という表題に変更して公開することにします。

事務局 アンケートの方でございますけれども、実は前回調査時の記者レクと同じ資料で余計な安易に用語を説明する資料をつけてしまいまして、かえって誤解を招くことになって申しわけございませんでした。記者の方も含めて、一般の方への公表資料について、より誤解のないような表現を今後とも注意させていただきたいと思います。

山内部会長 それでは時間の方が過ぎておりまして、この辺で幕を閉じたいと思うのですけれども、次回の予定についてご説明させていただきます。

今回は、第6回総合部会でございますが、前回の第4回総合部会でご説明しましたとおり、財務省、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省に対して、1つ目としては「入札会計制度」、2つ目といたしまして「公共施設等の管理等に係る制度」、これは、先ほども出ました指定管理者制度も含みます。それから、3つ目といたしまして「国庫補助金等のイコールフットィング」、4つ目といたしまして「合築事業等にかかる国公有財産管理」等につきましてヒアリングを行うことといたしたいと思います。

日程につきましては、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 日程についてでございますが、既にご案内のとおり、3月29日(月)の14時から3時間ということで、中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室において開催をいたします。よろしくをお願いいたします。

最後に、事務局からご報告でございますけれども、今日お手元に、不動産協会、日本建設業団体連合会、全国建設業協会及び日本PFI協会から提言をいただいておりますものを参考資料として配布いたしております。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございました。

これにて本日の会議を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。